

よくある問い合わせ(証紙について)

1 10日券から1日券への証紙交換

1冊目の手帳に1日券を貼付したいのですが、10日券しかありません。10日券を1日券へ交換することはできますか？

2 証紙10日券と1日券を合わせて手帳に貼って良い？

手帳に、10日券証紙と1日券証紙を合わせて貼っても良いのでしょうか？どちらかに統一して貼らないといけないのでしょうか？

3 旧証紙がある場合(証紙交換)

旧証紙がまだ残っています。現行の320円証紙へ交換してもらえますか？

4 有給休暇の日の証紙貼付の有無

証紙は就労日数分を貼るため、有給休暇で休んだ日は貼らなくても良いですか？

5 数時間しか働かなかった日の証紙貼付の有無

雨で現場作業が中止となり、1時間しか働きませんでした。証紙は1日分貼らないといけないのでしょうか？

6 青証紙を元請から交付されたら？

元請から青証紙を交付されました。手帳に貼っても良いのでしょうか？

7 証紙の買戻し

証紙の在庫がたくさんあるため、買戻しをしてもらえないのでしょうか？

8 役員の手帳に貼った証紙はどうなるの？

役員は積み立て対象外と知らず、役員(役員報酬をもらっている)になってからも手帳に証紙を貼り続けていました。役員になってから貼付した証紙はどうなりますか？

9 掛金収納書を予備にほしい

掛金収納書を予備にほしいのですが、金融機関ではもらえませんでした。どうしてですか？

1

1 冊目の手帳に 1 日券を貼付したいのですが、10 日券しかありません。10 日券を 1 日券へ交換することはできますか？



赤証紙の 10 日券 1 枚は赤証紙の 1 日券 10 枚に証紙取扱金融機関で交換することができます。交換の際は、金融機関の窓口に「共済契約者証」(オレンジ色のカード)を持参して提示してください。ただし、未使用の証紙に限ります。(手数料はかかりません。)

※交換は、あまり事例がない金融機関もあるようです。そのため、交換を断られる場合がありますが、その際は金融機関の方へ建退共まで連絡してもらうようお願いください。ご説明します。



CHECK

証紙は、1 日就労したら 1 枚貼ることとなっている制度ですので 1 日券だけで良いところですが、事務処理を軽減するために 10 日券は便宜上作成したものです。1 冊目の掛金助成手帳は、5 日に 1 日の掛金が免除される仕組みとなっていますので、10 日券は使用せず、1 日券で貼付するようにしてください。

2

手帳に、10 日券証紙と 1 日券証紙を合わせて貼っても良いのでしょうか？どちらかに統一して貼らないといけないのでしょうか？



2 冊目以降の手帳には 10 日券を貼るページと 1 日券を貼るページとがあります。10 日券か、1 日券かに統一して貼ることも、10 日券と 1 日券を合わせて貼ることも可能です。ただし、掛金助成手帳(1 冊目)には 1 日券しか貼付できません。それは、5 日働いたら 5 日目の 1 日分を国から免除してもらう掛金免除欄があるからです。



CHECK

更新申請書を記入する際は、10 日券と 1 日券と分けて記入する必要はありません。貼付している証紙が 10 日(3,200 円)券であれば、320 円の欄に記入してください。

例えば・・・ 10 日券(3,200 円)を 5 枚、1 日券(320 円)を 200 枚貼付していた場合、10 日券 5 枚は 50 日となり、 $50 + 200 = 250$ 日となりますので 320 円の欄に「250」と記入します。

手帳の更新は、①手帳に証紙を 250 日(掛金助成手帳の場合は 200 日)貼り終えた時、又は②手帳の表紙に記載の「次回更新時期」が到来した時となっています。

※10 日券と 1 日券と合わせて 250 日を超えたときは更新手続きを行ってください。(なお、250 日を超えていなくても「次回更新時期」が到来していれば更新となります。)

※更新申請書の記入については、支部ホームページの「よくある問い合わせ」→「更新」→「5」にも掲載していますのでご参照ください。

3

旧証紙がまだ残っています。現行の 320 円証紙へ交換してもらえますか？



建退共本部へ送付して現行の 320 円証紙へ交換することができます。

「証紙交換申請書」に必要事項を記入して交換する旧証紙とともに、返信先を記入した封筒(切手不要)を同封し建退共本部経理課へ簡易書留等で送付してください。

※交換手数料は無料です。

※「証紙交換申請書」および交換要領につきましては、支部ホームページの「[掛金改定に伴う事務処理について](#)」からダウンロードができます。証紙交換専用ダイヤルはTel.03-4334-6408 となります。



CHECK

旧証紙交換の際の注意点

※交換できる旧証紙は、消印をしていない未使用のものに限ります。

※同色の証紙への交換となります。

※差額金を徴収することができないため、金額換算をしたうえで端数は切り捨てとなります。

※交換には約 1 ヶ月かかります。

※共済証紙受払簿を忘れずに記入してください。

(証紙交換時の記入例は、支部ホームページの「[加入・履行証明書について](#)」→「[4 共済証紙受払簿](#)」に掲載していますのでご参照ください。)

4

証紙は就労日数分を貼るため、有給休暇で休んだ日は貼らなくても良いですか？



建退共掛金納付の考え方については、「**雇用期間中に休日又は欠勤日がある場合は、これらの日については掛金納付を行わないでよいが、有給の休暇及び共済契約者の責に帰すべき休業日(労働基準法第二十六条)については、原則として掛金納付を行う。**」となっております。



CHECK

中小企業退職金共済法第四十四条によれば「**共済契約者は被共済者に賃金を支払う都度、退職金共済手帳に退職金共済証紙を貼り付け、これに消印することによって掛金を納付しなければならない。**」とされていることから、賃金の支払いがない日については、原則として掛金納付を行わなくてもよいとなります。

賃金の支払い対象となるのであれば、有給休暇、事業主の責に帰すべき休業日は共済証紙を貼る必要があると考えられます。したがって、休業手当(労働基準法第二十六条)が支払われる場合は、共済証紙の貼付が必要となります。慶弔休暇や夏期休暇などについても有給休暇のとなる場合は貼付してください。いずれにしても、労働条件等を確認して、加入労働者とトラブルのないようしてください。

※退職金ポイントにおいても、同様の取り扱いとなります。納付対象日は充当してください。

5

雨で現場作業が中止となり、1時間しか働きませんでした。証紙は1日分貼らないといけないのでしょうか？



労働時間が1時間でも、明らかに本人の責に該当しない場合や賃金の支払いの対象となる日は、掛金を納付することになります。従って証紙は1日分貼付してください。



CHECK

掛金の納付については、賃金の支払いの対象となる日に該当するか否かが一つの判断材料となります。

※退職金ポイントにおいても、同様の取り扱いとなります。1日分を充当してください。

6

元請から青証紙を交付されました。手帳に貼っても良いのでしょうか？



大手事業主(従業員が300人を超え、かつ資本金が3億円を超える事業主)には、青色の「特別共済契約者証」が交付されており、この契約者証では青色の証紙しか購入できないため、このような大手事業主には赤色の証紙を購入するための「事務受託者証」が発行されています。しかしながら、そのまま青証紙を交付されることがあるようです。青証紙を交付された際は、元請へ中小事業主は青証紙の貼付ができないことを申し出て赤証紙への交換を依頼してください。下請からは言いづらい状況であれば、手帳に青証紙を貼って構いません。



CHECK

青証紙を貼った手帳の更新の際は・・・
更新申請書の貼付日数欄は、青証紙の欄に記入してください。

7

証紙の在庫がたくさんあるため、買戻しをしてもらえないのでしょうか？



証紙の買戻しの申し出ができるのは、中退法施行規則第89条第3項により「特定業種共済契約が解除されたとき」及び「被共済者となるべき者を雇用しなくなったとき」と定められており、建退共との契約が解除となったとき以外は証紙の買戻しはできません。



CHECK

共済契約解除日までの下請への証紙の払い出し、被共済者の手帳への証紙貼付をしたうえで、それでもなお残余の証紙がある場合は、事業所の購入実績や元請下請間の証紙払出し状況などを本部で審査のうえ、買戻しをいたします。

※契約解除後に退職金ポイントが残っている場合も返還手続きがあります。

※発注者の都合で工事が中止、減額になった場合は、その工事のために購入した証紙代金を返還できます。工事契約の中止、変更が確認できる発注者の証明及び掛金収納書等の書類が必要となります。詳しくは、建退共本部経理課へお問い合わせください。TEL03-6731-2871

8

役員は積み立て対象外と知らず、役員(役員報酬をもらっている)になってからも手帳に証紙を貼り続けていました。役員になってから貼付した証紙はどうなりますか？



昇格、独立等により役員報酬を受ける役員、または代表者となったときは被共済者として継続する(積み立てを行う)ことはできません。

役員報酬を受けるようになった後も貼付し続けていた証紙分は、掛金のみ事業所に返還する誤納掛金返還手続きがあります。(退職金ポイントにおいても、返還処理があります。事業所の口座への振り込み又は退職金ポイントでの還付をどちらにするか選べます。)

※手続きに必要な申請書は建退共から配付します。まずは、ご相談ください。



CHECK

誤納掛金返還処理が完了して積み立て実績が残れば、手帳が発行され戻ってきます。(労働者の時に積み立てた分のみ実績が認められます。)
請求資格があれば、退職金請求手続きを行うことも可能です。

請求資格は…

☆約 500 日以上で満額を受け取ることが可能です。

☆請求事由発生年月日(役員就任日)が、平成 28 年 4 月 1 日以降であれば約 250 日でも掛金納付額の 3 割お受け取りになれます。

9

掛金収納書を予備にほしいのですが、金融機関ではもらえませんでした。どうしてですか？



「掛金収納書」は、証紙を金融機関の窓口で購入した際に領収書として発行されるものです。

そのため、金融機関で「掛金収納書」を先渡しすることはありません。(予備に白紙の掛金収納書をお渡しすることはありません。)



CHECK

「掛金収納書」は、税法上申告に必要な証拠書類となり、領収書と同様の扱いであることから紛失等による再発行はできませんので、適正な管理をお願いいたします。
また、共済証紙受払簿の購入額を記録する際も必要となります。